

毎週月、水、金曜日発行

富山県報

平成30年4月2日

月曜日

第4334号

目次

告示

- 指定障害児通所支援事業者の指定 1
- 港湾施設の概要についての一部改正 2
- 都市計画事業の事業計画の変更認可 4

公安委員会告示

- 少年指導委員の氏名等

公告

- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出 5
- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設の届出 6

海区漁業調整委員会公告

- 公聴会の開催 7

監査委員公告

- 監査の結果の公表 8

告示

富山県告示第191号

指定障害児通所支援事業者の指定について

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の15第1項の規定により、指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第21条の5の24第1項第1号の規定により公示する。

平成30年4月2日

富山県知事 石井 隆 一

指定障害児通所支援の種類	指定年月日	事業所番号	申請者		事業所	
			名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地

児童発達支援	平成30年 4月1日	1650100389	株式会社ま みーず	富山市婦中 町速星 204 番地	放課後等デ イサービス あみ	富山市婦中 町速星 204 番地
--------	---------------	------------	--------------	------------------------	----------------------	------------------------

富山県告示第192号

港湾施設の概要についての一部改正について

港湾施設の概要について（昭和50年富山県告示第 727号）の一部を次のように改正する。

平成30年4月2日

富山県知事 石 井 隆 一

第1の1の(2)の表中

「	〃	「	9号	〃	「	万葉3号岸壁前面	「	12.0	「	358,000	「	〃	8-2	」
---	---	---	----	---	---	----------	---	------	---	---------	---	---	-----	---

を

「	〃	「	9号	〃	「	万葉3号岸壁前面	「	12.0	「	409,000	「	〃	8-2	」
---	---	---	----	---	---	----------	---	------	---	---------	---	---	-----	---

に改める。

第1の2の(1)の表中

「	〃	「	東防波堤	「	〃	伏木万葉ふ頭地先	「	150	「	〃	13-3	」
---	---	---	------	---	---	----------	---	-----	---	---	------	---

を

「	〃	「	東防波堤	「	〃	伏木万葉ふ頭地先	「	105	「	〃	13-3	」
---	---	---	------	---	---	----------	---	-----	---	---	------	---

に改める。

第1の2の(6)の表中

「	富山	「	中島こう門	「	富山市中島	「	門閉式	「	80	「	12	「	4	「	富10-3	」
---	----	---	-------	---	-------	---	-----	---	----	---	----	---	---	---	-------	---

を

「	富山	「	中島こう門	「	富山市中島	「	門閉式	「	86	「	9.1	「	2.5	「	富10-3	」
---	----	---	-------	---	-------	---	-----	---	----	---	-----	---	-----	---	-------	---

に改める。

第1の4の(1)の表中

「	〃	「	〃	「	7号	〃	〃	「	123	「	20.0	「	〃	55	」
---	---	---	---	---	----	---	---	---	-----	---	------	---	---	----	---

を

「	〃	〃	7号	〃	〃	70	13.0	〃55	」
---	---	---	----	---	---	----	------	-----	---

に、

「	〃	〃	一ナ線	マリ	〃	〃	210	16.0	〃57-18	」
---	---	---	-----	----	---	---	-----	------	--------	---

を

「	〃	〃	一ナ線	マリ	〃	〃	312	16.0	〃57-18	」
---	---	---	-----	----	---	---	-----	------	--------	---

に改める。

第1の5の(1)の表中

「	新湊	1号クレーン	射水市奈呉の江	12.5	450	水平引込式	新59	」	
「	〃	2号	〃	〃	23.0	600	〃	〃60	」

を

「	新湊	2号クレーン	射水市奈呉の江	23.0	600	水平引込式	新60	」
---	----	--------	---------	------	-----	-------	-----	---

に改める。

第1の8の表中

「	〃	磯町公園	〃	伏木磯町	7,742	〃109	」
---	---	------	---	------	-------	------	---

を

「	〃	磯町公園	〃	伏木磯町	17,846	〃109	」
---	---	------	---	------	--------	------	---

に改める。

第2の7の表中

「	北地区	北緑地	魚津市村木	2,350	魚33	」	
「	〃	東緑地	〃	本町	3,665	〃34	」
「	〃	南緑地	〃	村木字定坊割2500番地1～4	1,024	〃35	」

を

「	北地区	北緑地	魚津市村木	2,984	魚33	」	
「	〃	東緑地	〃	本町	3,041	〃34	」
「	〃	南緑地	〃	村木字定坊割2500番地1～6	5,931	〃35	」

に改める。

富山県告示第193号

都市計画事業の事業計画の変更認可について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成30年4月2日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 施行者の名称
南砺市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
南砺都市計画下水道事業
南砺公共下水道
- 3 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし
- 4 事業施行期間
昭和57年1月19日から
平成35年3月31日まで

富山県公安委員会告示第42号

少年指導委員の氏名等について

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第38条第1項の規定により平成30年4月1日付で少年指導委員を委嘱したので、少年指導委員運営規則（平成13年富山県公安委員会規則第4号）第3条第4項の規定に基づき告示する。

平成30年4月2日

富山県公安委員会委員長 久和 進

氏名	連絡先	活動区域の名称	活動区域
新村 恵子 南保 正樹	黒部警察署生活安全課 TEL 0765-54-0110 (代)	黒部区域	黒部警察署管内
水口 大倫 板倉 久郎	富山中央警察署生活安全課 TEL 076-444-0110 (代)	富山中央区域	富山中央警察署管内
村下 芳徳	富山南警察署生活安全課 TEL 076-467-0110 (代)	富山南区域	富山南警察署管内
畑 義隆 山城 義孝	高岡警察署生活安全課 TEL 0766-23-0110 (代)	高岡区域	高岡警察署管内
加藤 秀昌	氷見警察署生活安全課 TEL 0766-91-0110 (代)	氷見区域	氷見警察署管内
伊藤 正之	小矢部警察署生活安全課 TEL 0766-67-0110 (代)	小矢部区域	小矢部警察署管内

~~~~~  
公 告  
~~~~~**大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出について**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成30年4月2日

富山県知事 石 井 隆 一

1 店舗の名称及び所在地

ケーズデンキ富山豊田店 富山市豊田町1丁目字前田割 133番1 ほか21筆

2 店舗を設置する者 有限会社アイエヌエル

3 変更事項

(1) 駐輪場の位置及び収容台数

(変更前) 建物東側 64台

(変更後) 建物東側 38台

4 変更の日 平成29年5月11日

5 変更の理由 店舗計画の変更のため

6 届出の日 平成30年3月19日

7 縦覧場所 富山県商工労働部商業まちづくり課

8 縦覧期間 平成30年4月2日から平成30年8月2日まで

9 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部商業まちづくり課に提出することができる。

(1)氏名及び住所（法人等にあつては、所在地、名称及び代表者氏名） (2)(1)の事項の公表の可否 (3)当該店舗の名称及び所在地 (4)意見及びその理由

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があつたので、同条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成30年4月2日

富山県知事 石 井 隆 一

1 店舗の名称及び所在地

大阪屋ショップ秋吉店 富山市秋吉151-1 ほか15筆

2 店舗を設置する者 株式会社大阪屋ショップ

3 店舗において小売業を行う者 株式会社大阪屋ショップ

4 新設の日 平成30年9月1日

- 5 店舗面積の合計 1,637㎡
- 6 店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数 建物西側 66台
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数 建物西側 30台
 - (3) 荷さばき施設の位置及び面積 建物北東側 30.0㎡
 - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 建物北東側 9.9㎡
- 7 店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
午前9時及び午後9時
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分～午後9時30分
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 7箇所 北側ほか
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前4時～午後6時
- 8 届出の日 平成30年3月19日
- 9 縦覧場所 富山県商工労働部商業まちづくり課
- 10 縦覧期間 平成30年4月2日から平成30年8月2日まで
- 11 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部商業まちづくり課に提出することができる。

- (1)氏名及び住所（法人等にあつては、所在地、名称及び代表者氏名） (2)(1)の事項の公表の可否 (3)当該店舗の名称及び所在地 (4)意見及びその理由

公聴会の開催

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第4項の規定により、定置及び区画漁業の漁場計画に関する公聴会を次のとおり開催する。

平成30年4月2日

富山海区漁業調整委員会

会 長 油 本 憲 太 郎

- 1 開催日時 平成30年4月16日（月）午後1時30分から
- 2 開催場所 富山市舟橋北町4番19号 富山県森林水産会館33号室
- 3 案 件 定置及び区画漁業の漁場計画について
(定置79件、区画21件)

付記

- 1 公聴会において発言を希望する者は、住所、氏名、年令、従事する職業及び発言内容の要旨を書面に記載し、平成30年4月10日までに提出すること。
- 2 この公告に係る定置及び区画漁業の漁場計画書及び漁場図は、次の場所に備え付け閲覧に供する。

| 閲 覧 場 所 | 住 所 地 |
|----------------|-----------------|
| 富山県農林水産部水産漁港課 | 富山市新総曲輪1番7号 |
| 富山海区漁業調整委員会事務局 | 富山市新総曲輪1番7号 |
| 朝日町農林水産課 | 下新川郡朝日町道下1133番地 |
| 入善町キラキラ商工観光課 | 下新川郡入善町入膳3255番地 |
| 黒部市農業水産課 | 黒部市三日市1301番地 |
| 魚津市農林水産課 | 魚津市釈迦堂1丁目10番1号 |
| 滑川市商工水産課 | 滑川市寺家町 104番地 |
| 富山市農業水産課 | 富山市新桜町7番38号 |
| 射水市農林水産課 | 射水市小島 703番地 |
| 高岡市農業水産課 | 高岡市広小路7番50号 |
| 氷見市水産振興課 | 氷見市鞍川1060番地 |

監査の結果の公表について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、平成30年2月に実施した監査の結果を同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

平成30年4月2日

富山県監査委員 菅 沢 裕 明
 富山県監査委員 五十嵐 務
 富山県監査委員 高 平 亮
 富山県監査委員 伊 東 尚 志

1 監査対象箇所

監 査 年 月 日

| | | |
|---------|--------------|------------|
| 総合政策局 | 広域消防防災センター | 平成30年2月20日 |
| 経営管理部 | 公文書館 | 平成30年2月15日 |
| 生活環境文化部 | 消費生活センター | 平成30年2月16日 |
| 同 | 環境科学センター | 平成30年2月27日 |
| 厚生部 | 中部厚生センター | 平成30年2月23日 |
| 同 | 富山児童相談所 | 平成30年2月16日 |
| 同 | 高岡児童相談所 | 平成30年2月27日 |
| 同 | 衛生研究所 | 平成30年2月21日 |
| 同 | 薬事研究所 | 平成30年2月23日 |
| 商工労働部 | 計量検定所 | 平成30年2月2日 |
| 同 | 技術専門学院 | 平成30年2月8日 |
| 農林水産部 | 農林水産総合技術センター | 平成30年2月19日 |
| 教育委員会 | 東部教育事務所 | 平成30年2月22日 |
| 同 | 総合教育センター | 平成30年2月15日 |
| 同 | 県立図書館 | 平成30年2月15日 |
| 同 | 滑川高等学校 | 平成30年2月16日 |
| 同 | 富山中部高等学校 | 平成30年2月20日 |
| 同 | 富山北部高等学校 | 平成30年2月2日 |
| 同 | 富山いずみ高等学校 | 平成30年2月22日 |
| 同 | 富山東高等学校 | 平成30年2月8日 |
| 同 | 呉羽高等学校 | 平成30年2月20日 |
| 同 | 新湊高等学校 | 平成30年2月27日 |
| 同 | 高岡高等学校 | 平成30年2月9日 |

| 監査対象箇所 | | 監査年月日 |
|--------|------------|------------|
| 教育委員会 | 砺波高等学校 | 平成30年2月20日 |
| 同 | 砺波工業高等学校 | 平成30年2月20日 |
| 同 | 雄峰高等学校 | 平成30年2月26日 |
| 同 | 志貴野高等学校 | 平成30年2月14日 |
| 同 | 富山聴覚総合支援学校 | 平成30年2月7日 |
| 公安委員会 | 滑川警察署 | 平成30年2月15日 |
| 同 | 上市警察署 | 平成30年2月23日 |
| 同 | 富山北警察署 | 平成30年2月1日 |
| 同 | 富山中央警察署 | 平成30年2月9日 |
| 同 | 富山南警察署 | 平成30年2月22日 |
| 同 | 射水警察署 | 平成30年2月28日 |
| 同 | 高岡警察署 | 平成30年2月21日 |

2 監査対象年度

平成28年度及び平成29年度

3 監査結果

財務に関連する事務事業については、大方の監査対象箇所において、おおむね適正に行われていると認められたが、一部において次のとおり留意改善すべき事項があったので、今後、一層適正な執行に努められたい。

<<注意事項>>

- ア 歳入調定に遅延しているものがあった。
- イ 歳入調定金額を誤っているものがあった。
- ウ 収入科目を誤っているものがあった。
- エ 教員特殊業務手当の支給に誤りがあった。
- オ 旅費の支給に誤りがあった。
- カ 資金前渡の精算がされていないものがあった。

- キ 物品修繕契約において、検査調書が作成されていないものがあった。
 - ク 契約内容が適正でないものがあった。
 - ケ 交通事故による損害が生じた。（5箇所）
 - コ 備品使用簿、物品出納計算書及び物品現在高調書に未整理のものがあつた。（3箇所）
 - サ 備品使用簿、物品出納計算書及び物品現在高調書の金額に誤りがあつた。（2箇所）
 - シ 事故による損害賠償があつた。
-

